

資格認定後の手続き（変更届の提出について）

下表左欄に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに下表右欄に掲げる書類を添付の上、変更届（指定様式）を福島市財務部契約検査課へ提出してください。

◎ 変更内容に応じた添付書類

変 更 事 項	添 付 書 類
1. 商号又は名称	①商業登記簿抄（謄）本（法人の場合）写も可 ②委任状（営業所に委任している場合）
2. 所在地の変更 (1)本社の場合	①商業登記簿抄（謄）本（法人の場合）写も可 ②委任状（営業所に委任している場合）
(2)委任先の営業所の場合	○委任状
(3)市内に新たに営業所等の事業所を設置した場合	○福島市市民税課に提出した法人等の設立・変更届（写） ○委任状（委任する場合）
3. 代表者	①商業登記簿抄（謄）本（法人の場合）写も可 ②委任状（営業所に委任している場合） ※個人事業主の場合は、資格の継続は認められない。
4. 内部受任者氏名又は職名	○委任状
5. 電話番号又はFAX番号	<添付書類は不要>
6. 許可又は登録の更新等 （経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書及び営業所の専任技術者の変更を含む）	○許可通知書（写）又は証明書（写） 建設業許可様式 第八号 専任技術者証明書（写） ※特に、許可の変更・追加等、以前の許可内容と異なった場合には、必ず提出すること。
7. 組織変更 (1)法人組織化（経営の同一性を失わない場合のみ） (2)その他の変更	①商業登記簿抄（謄）本（法人の場合）写も可 ②許可（登録）通知書（写）又は証明書（写） 許可登録が申請の受付の要件になっていないものを除く。 ※なお、これ以外の書類を指示する場合もあるので、事前に相談すること。
8. 廃業（許可・登録の失効も）	○廃業届（写）※工事のみ。その他は事例に応じて必要書類を指示。
9. 委任事項の変更	○委任状等
10. 印鑑の変更（印鑑登録印又は使用印）	①印鑑登録証明書原本（印鑑登録の変更の場合）写しも可 ②委任状（営業所に委任している場合） ③使用印鑑届出書（使用印の届出がある場合）
11. 合併等	<事例に応じて必要書類を指示>
12. 口座登録内容の変更	<u>会計課所定の様式により会計課へ提出すること。</u> https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kaikei-suitou/shigoto/nyusatsu/shinsashinse/17010602.html

※ 変更届の提出に際しては、届出者欄の各項目は全て明記すること。特に、電話番号及びFAX番号の記入を忘れないようにすること。

※ 委任状（記入例参照）提出上の注意

- 新たに営業所等へ委任を行う場合は、営業所等の長への委任の内容として、見積り、入札、契約の締結、代金の請求及び受領の全ての権限を委任すること。（この内容が1つでも欠けた場合は営業所等への委任は認めません。）
- 内部受任者の変更に伴う委任状の作成に際しては、委任状の委任期間の終期を資格認定有効期間の最終日とすること。